

2025 年度

事業報告書
事業報告の附属明細書

2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで

公益社団法人日本アイソトープ協会

目 次

事業報告書.....	- 1 -
要旨.....	- 1 -
具体的な取組み	- 1 -
1. アイソトープ供給	- 1 -
(1) アイソトープ	- 1 -
1) アイソトープの供給	- 1 -
2) アイソトープ・放射線の校正.....	- 2 -
3) アイソトープに関する技術開発、研究開発.....	- 2 -
(2) 放射性医薬品.....	- 2 -
1) 放射性医薬品原料の安定的確保	- 2 -
2) 放射性医薬品の供給	- 2 -
3) 放射性医薬品利用の促進.....	- 3 -
2. RI 廃棄物管理.....	- 3 -
(1) RI 廃棄物の集荷	- 3 -
(2) RI 廃棄物の貯蔵・処理	- 4 -
(3) 医療 RI 廃棄物への取組み	- 4 -
(4) RI 廃棄物の処分に向けた取組み	- 4 -
3. 調査研究・普及啓発.....	- 4 -
(1) 部会活動.....	- 4 -
1) 理工・ライフサイエンス部会.....	- 4 -
2) 医学・薬学部会	- 5 -
3) 放射線安全取扱部会	- 6 -
(2) 研究発表会の開催	- 7 -
(3) 講習会の開催.....	- 7 -
(4) 図書等の編集、発行、頒布.....	- 8 -
(5) 委託調査研究の受託実施等.....	- 8 -
(6) 表彰.....	- 8 -
(7) その他の普及啓発活動	- 8 -
1) 放射線教育への支援	- 8 -
2) 展示・施設公開	- 9 -
3) 研究助成	- 9 -

4) その他の啓発活動.....	- 9 -
4. 組織運営.....	- 9 -
5. 財務運営.....	- 9 -
6. 特別事項.....	- 9 -
補足.....	- 10 -
会員の動向、総会・役員会について.....	- 10 -
1. 会員に関する事項.....	- 10 -
2. 総会に関する事項.....	- 10 -
(1) 第 72 回定時社員総会.....	- 10 -
3. 役員会に関する事項.....	- 10 -
(1) 第 202 回通常理事会.....	- 10 -
(2) 第 203 回通常理事会.....	- 11 -
(3) 第 204 回通常理事会.....	- 11 -
(4) 常任役員会及び常務理事会.....	- 12 -
業務の適正を確保するための体制の整備に係る決議内容及び当該体制の運用状況の概要...	- 13 -
運営体制の充実を図るための取組み.....	- 13 -
1. 「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」の一部改正に関する決議...	- 13 -
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況及び運営体制の充実を図るための取組み....	- 13 -
(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制.....	- 13 -
(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制.....	- 13 -
(3) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制.....	- 13 -
(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制.....	- 13 -
(5) 職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制.....	- 13 -
(6) 監事及び監査補助者に関する事項.....	- 14 -
(7) 運営体制の充実を図るための取組み.....	- 14 -
事業報告の附属明細書.....	- 18 -

事業報告書

要旨

中期経営計画の2年目にあたる2025年度は、新たな前立腺がん治療薬の啓発活動、医療RI廃棄物の処理再開の決定、線源供給における基幹システムの再構築など、中期経営計画に掲げた重点項目の達成に向けたより具体的な取組みを推進し、アイソトープの供給、廃棄、普及啓発の各業務を安定的に継続して実施した。

アイソトープ供給においては、研究分野等で利用される放射性試薬及び密封線源を全国の利用者に安定供給すると共に、利用者ニーズや新たな線源製造及び計測技術等の情報収集に努め、利用者に有益な情報の発信を行った。全国の医療機関に放射性医薬品を安定供給すると共に、関係官公庁等と連携して放射性医薬品原料の安定的確保に関する検討に協力した。

RI廃棄物管理では、全国のRI廃棄物発生事業所から集荷し、安全かつ適切に処理、貯蔵管理を行った他、RI廃棄物の処分に向けて、関係機関と技術的検討課題等について情報共有を行った。

調査研究・普及啓発においては、アイソトープの取扱いに関する各種イベント・講習会等を実施すると共に、国内外のアイソトープ利用に係る調査研究、放射線安全管理の技術の向上等に資する活動を行った。

組織運営等においては、公益法人として適切な機関運営と情報公開を実施した。社員総会における議決権の行使・委任に電磁的方法を導入し、社員に向けた利便性を高めた。2025年度決算について、前期に続いて廃棄物処理処分引当金の単価改定に伴う引当金繰入額の増加はあったものの、費用抑制に努め、今後の財務基盤の安定化のための強化施策を策定した。

具体的な取組み

1. アイソトープ供給

(1) アイソトープ

1) アイソトープの供給

- ① 研究分野等で利用される放射性試薬及び様々な分野で利用される密封線源を輸入、加工、製造し、安定供給することに努めた。なお、線源の製造及び放射性輸送物の運搬の一部を外部の専門業者に委託することで、安全かつ効率的な供給体制を確保した。医薬品開発等の利用を目的とした短半減期核種非密封線源の安定供給に努めた。
- ② 放射性試薬の利用に役立つ情報について Web サイト等を通じて積極的に公開

した。大学、研究機関等の RI 施設と連携、協力し、既存の RI 施設等の資源活用に向けたプラットフォームの利用を推進した。

- ③ 自然災害等の緊急事態を想定した訓練を実施し、現場対応力の強化を図ると共に線源供給の継続・早期復旧を可能とする体制の整備を進めた。
- ④ 使用されなくなった密封線源の引取りを適宜進め、川崎技術開発センターの貯蔵施設を有効活用し適切に保管管理すると共に、海外の線源供給メーカ等への引渡しを進めた。
- ⑤ アイソトープの輸送従事者を対象とした輸送講習会を開催し、関係機関と協力して安全輸送の啓発並びに従事者の力量向上に努めた。

2) アイソトープ・放射線の校正

計量法に基づき登録された校正事業者として、各種アイソトープ・放射線の利用技術の基盤となる信頼性の高い放射線・放射能標準を供給し、医療、環境等の様々な分野における更なるアイソトープ・放射線の安全利用の普及に寄与した。

3) アイソトープに関する技術開発、研究開発

川崎技術開発センターの施設・設備及び専門技術を最大限に活用し、利用者のニーズに応えると共に、新たな標準線源等の開発や計測技術・製造技術に関する研究を推進した。

利用者ニーズや新たな線源製造及び計測技術等の情報収集に努め、利用者には有益な情報の発信を行った。

(2) 放射性医薬品

1) 放射性医薬品原料の安定的確保

- ① 国際学会への参加等により、海外原子炉の稼働状況や世界的な ^{99}Mo の供給状況に関する最新情報の収集を行い、関係官公庁、関係学会、製薬企業と連携して、放射性医薬品原料の安定的確保に資するように努めた。
- ② 内閣府原子力委員会が決定した「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」に基づいて重要ラジオアイソトープの国内製造・安定供給のための取組推進に協力した。

2) 放射性医薬品の供給

- ① 全国の医療機関に対し放射性医薬品の安定的な供給を支援した。一部製品の供給制限が発生する場合は、製薬企業と連携して適宜関連学会及び全国の医療機関へ迅速に連絡すると共に、代替製品への利用調整等、利用者への影響の低減に努めた。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合における事業の継続あるいは

は早期復旧を可能とするための手法、手段等について、製薬企業等と協議し、必要な整備、検討を進めた。

- ② 事業継続並びに業務の効率化のため、一部帳票の電子化の検討を進めた。
- ③ 放射性医薬品受発注システム（以下、RIOS-NET）の改修を行い、使用者選択画面機能を充実させた。RIOS-NET のプロモーション活動を行いながら、利用者の要望を収集すると共に製薬企業と意見交換し、今後の改善内容及び次期改修計画の検討を行った。
- ④ 日本放射性医薬品協会と協力して、放射性医薬品の輸送従事者を対象とした輸送講習会をオンライン形式及び集合形式で開催し、従事者の啓発並びに緊急時対応に関する訓練を行い、安全輸送の徹底に努めた。

3) 放射性医薬品利用の促進

- ① 核医学の活性化を図るため、医学・薬学部会、日本核医学会、製薬企業等と連携し、国内外で開発されている新規放射性医薬品の情報収集を行った。また、既に開発が進められている放射性治療薬が速やかに国内で利用可能となるよう、開発企業を支援しながら、医薬品として利用される際の課題解決に向け、関係官公庁及び学会への相談や折衝に取り組んだ。
- ② 厚生労働科学研究費補助金による研究において、治療を通じて患者の退出等に関する新たな放射線安全の考え方や措置に関する検証等へ技術的に協力した。また、新たな放射性薬剤の治療実施については、製薬企業と連携して適切な放射線安全対策等の支援に努めた。
- ③ 核医学診療推進国民会議等の運営支援等、関係学会への協力を通じて、核医学診療の普及・推進に努めた。
- ④ 医療放射線の安全管理及び取扱いに関する医療法等の情報提供及び相談対応を行った。
- ⑤ 市民向け医療講演会「Lu-177 標識 PSMA 製剤がもたらす前立腺がん治療の新展開」をオンライン形式で開催し、一般の方を含め、広く放射線治療、診断の啓発を行った。

2. RI 廃棄物管理

(1) RI 廃棄物の集荷

全国の RI 施設等から安全に十分留意して RI 廃棄物を集荷した。また、放射化物の集荷や施設廃止に伴う RI 廃棄物の臨時集荷についても適切に対応した。これら RI 廃棄物の輸送業務は輸送会社へ委託し、安全かつ効率的に実施した。

関係官公庁からの要請により、管理下でない RI 廃棄物等を回収する等、適切に対応した。

農林水産省から獣医療法下で発生する RI 廃棄物の廃棄の委託を受ける者の指定を受け、集荷開始に向けた準備を行った。

(2) RI 廃棄物の貯蔵・処理

RI 廃棄物を安全かつ適切に貯蔵管理した。また、研究 RI 廃棄物の処理が安全かつ効率的に実施されるように関係者に対して技術支援を行った。なお、茅記念滝沢研究所においては、施設の効率的運用の観点から、処理施設の運転は行わず、維持管理を実施した。上記貯蔵・処理業務の一部については、当協会が策定する年間貯蔵・処理計画を達成するため、地元企業等へ委託した。

老朽化が認められる貯蔵施設については、専門業者による建物調査を実施すると共に、今後の修繕等に向けて RI 廃棄物の整頓を行った。

(3) 医療 RI 廃棄物への取組み

茅記念滝沢研究所での医療 RI 廃棄物の処理再開に向け、合理的な施設・設備・体制等の検討を進め、既設焼却炉に対する所要の改修工事を実施したうえで、処理を再開することを決定した。

(4) RI 廃棄物の処分に向けた取組み

処分実施主体である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、RI 廃棄物に関する情報提供等の協力を行うと共に、埋設処分実施に向けた技術的検討課題等について情報共有を行った。

3. 調査研究・普及啓発

(1) 部会活動

各部会において部会活動全般の活性化を図り、以下の活動を行った。

1) 理工・ライフサイエンス部会

① 幅広い分野におけるアイソトープ利用の普及促進及び利用拡大に向けた活動

国内のアイソトープ製造施設における製造能力等のアンケート調査を実施し、結果の取りまとめを進めた。

② 若手研究者を対象としたアイソトープ利用の拡大と活性化に向けた活動

関連学会への講師派遣、研究者紹介ページの公開、分野横断的人材交流のためのオンライン企画等、潜在的ユーザーへの啓発活動を行った。また、アイソトープ・放射線研究発表会において、学生や若手研究者に対して多様なキャリアパスを紹介する「若手企画」を実施した。

③ 動画を利用した教育活動

アイソトープ・放射線の利用促進を目的として、若手研究者等を対象とした

測定器の使用方法、安全管理の手法等を解説する教育用動画を作成し、公開した。

④ 短飛程放射線に関する情報収集及び調査

核医学治療に用いる新たな薬剤の開発に関する基礎的知見を集積するため、様々な細胞標的への短飛程放射線の選択的な送達とその生物学的影響に関する情報収集や調査を実施した。

⑤ 次世代における核医学イメージング利用の拡大と活性化に向けた活動

国内における核医学診断の高度化や普及を目的として、関連学会でシンポジウムやパネル討論を実施した。

⑥ 量子計測に関する情報収集及び調査

量子計測分野における将来の産業基盤となる技術動向を把握し、今後の発展に向けた課題やニーズを明確にすることを目的として、関連する文献や研究事例を調査した。

⑦ 獣医核医学診療の普及に向けた活動

獣医療における核医学利用の拡大を推進するため、合理的な獣医診療に繋がる規制の提案について検討した。核医学治療を獣医療に発展するための課題を抽出するため、放射性治療薬臨床現場へのヒアリングを実施した。

⑧ シンポジウムの開催

アイソトープ・放射線を基軸とした分野間連携の推進や新たなアイソトープ・放射線利用の発掘を目的とした産学の人的交流、情報・課題共有を行う第4回シンポジウム「気候×環境×歴史 ～アイソトープから読み解く～」を開催した。

2) 医学・薬学部会

① 放射性医薬品の利用促進と施設内の安全取扱いに関する調査研究

国内未承認放射性医薬品の情報を収集し、結果を **Isotope News** 誌に掲載した。新規の核医学治療薬や PET 診断薬の情報等を追加した「放射性医薬品取扱いの基本に関する Q&A 集」や、「放射性医薬品について－教育資料－」の更新の検討を行い、当協会 Web サイトに公開した。

② 診断用放射性医薬品副作用・不良品事例調査の実施

放射性医薬品の安全性確保に資するため、「第 50 回放射性医薬品副作用事例調査」を実施して調査結果を取りまとめ、日本核医学会機関誌『核医学』に掲載した。

③ 密封小線源治療の事故事例の調査

密封小線源治療の安全対策に資するため、米国において近年 10 年間で発生した密封小線源治療に関する事故事例を収集しその傾向等について調査を行

った。

④ ポジトロン放出超短半減期アイソトープの臨床利用促進

「PET 検査件数に関するアンケート」を実施して調査結果を取りまとめ、Isotope News 誌に掲載した。

第 65 回日本核医学会学術総会において、同学会 PET 核医学委員会と共催で PET 核医学ワークショップ「PSMA-PET を巡る最新の動向」を開催した。

⑤ 放射線治療に関するマニュアル等の作成及び安全確保のための講習会の開催

ルテチウムビピボチドテトラキセタン (Lu-177) の薬事承認を受け、関係学会と共同で適正使用マニュアルを取りまとめると共に、3-ヨードベンジルグアニジン (I-131) の MIBG 集積陽性の神経芽腫への効能・効果適応追加に伴い、適正使用マニュアル案の検討を行った。また、新たに薬事承認された密封小線源治療用医療機器の安全取扱いを図るため実施要綱案の検討を行った。

密封小線源治療及びアイソトープ内用療法に係る次の安全取扱講習会を関連する学会と共催した。

- ・「高線量率ラルス医療安全取扱講習会」
- ・「ヨウ素 125 シード線源による前立腺癌永久挿入密封小線源治療の安全管理・技術講習会」
- ・「塩化ラジウム (Ra-223) 注射液を用いた RI 内用療法における適正使用に関する安全取扱講習会」
- ・「I-131 (1,110MBq) による残存甲状腺破壊 (アブレーション) の外来治療における適正使用に関する講習会」
- ・「ルテチウムオキシドトレオチド (Lu-177) 注射液を用いた核医学治療の安全取扱講習会」
- ・「3-ヨードベンジルグアニジン (I-131) 注射液を用いた治癒切除不能な PPGL に対する核医学治療の安全取扱講習会」
- ・「ルテチウムビピボチドテトラキセタン (Lu-177) 注射液を用いた核医学治療の安全取扱講習会」

3) 放射線安全取扱部会

① 部会総会、年次大会の開催

令和 7 年度放射線安全取扱部会年次大会 (第 66 回放射線管理研修会) 及び第 66 回部会総会を 10 月 16 日～17 日にピアザ淡海で開催した。

② 広報活動について

Isotope News「主任者コーナー」を企画、編集した。

会員以外の放射線取扱主任者も対象とした「主任者ニュース (第 31 号)」を 9 月に発刊し、当協会 Web サイトに掲載し、メールマガジンで広報した。

③ 法令に関する諸問題の検討

当協会 Web サイトに掲載している「放射線管理 Q&A」を更新し、既存内容の見直しと新たな質問及び回答を追加して、内容の充実を図った。

④ 放射線業務従事者のための教育訓練講習会、研修会、見学会の開催

オンライン形式で教育訓練講習の標準コース及び医療従事者向けコースを各 23 回、研修会・見学会・座談会を 6 回開催した。

⑤ 放射線取扱主任者試験問題の解答例の作成

各支部において、第 1 種、第 2 種の放射線取扱主任者試験問題の解答例を作成し、当協会 Web サイトで公開した。また、この解答例を試験対策アプリに活用した。

⑥ 事業所内教育訓練 講師派遣

全国の事業所から依頼を受けて、放射線業務従事者のための教育訓練の講師を派遣した。新規教育、再教育合わせて 22 事業所から計 38 講義を受託した。

⑦ 分科会の活動

3 つの分科会が活動を行った。

- ・「PET 施設管理研究会」では、放射線安全管理に関する情報交換を行った。
- ・「放射線取扱施設における安全管理技術の継承」では、管理者の世代交代時の技術やノウハウの伝承に向けて、定期的な意見交換を実施した。また、企画専門委員会と合同で「放射線の安全管理技術を共有するシンポジウム」の第四回（立入検査の体験談）を開催した。
- ・「獣医療従事者の放射線管理実態調査と教材開発分科会」では、全国の動物園・水族館において放射線業務に従事する獣医療従事者を対象に、放射線の使用状況や防護対策、被ばく管理の実態を明らかにすることを目的としたアンケート調査を実施した。

(2) 研究発表会の開催

第 62 回アイソトープ・放射線研究発表会（当協会主催、協賛 27 団体・後援 39 団体）を 7 月 2 日～4 日に日本科学未来館にて開催し、501 名の参加を得た。

(3) 講習会の開催

- ① 放射性同位元素等規制法に基づく登録資格講習機関として実施する第 1 種、第 2 種及び第 3 種放射線取扱主任者講習は、それぞれ 11 回、3 回及び 3 回、登録放射線取扱主任者定期講習機関として実施する放射線取扱主任者定期講習を 16 回（対面形式 7 回、オンライン形式 9 回）開催した。作業環境測定法に基づく登録講習機関として実施する第 1 種作業環境測定士（放射性物質）講習を 3 回開催した。
- ② アイソトープ基礎技術入門講習会及び放射線取扱主任者試験の受験対策セミナー

一を、それぞれオンライン形式又は対面形式との組合せにより開催した。

- ③ 核医学診療の推進を目的とした放射性医薬品及びアイソトープの安全取扱いに関する医療従事者への支援のための「核医学看護のための放射線安全セミナー」を2回開催した。

(4) 図書等の編集、発行、頒布

広報誌『Isotope News』（隔月号及び新春特別号）を編集、発行した。

学術論文誌『RADIOISOTOPES』を編集、発行し、各論文は電子論文として Web サイト（オープンアクセス）にて随時公開した。

「やさしい放射線とアイソトープ」を改訂し第6版を編集、発行した。

法令集Ⅰをはじめとした各種図書の頒布を引き続き行った。また、「改訂版 看護と放射線」においては電子書籍の頒布も開始した。

(5) 委託調査研究の受託実施等

原子力規制委員会「令和7年度放射性同位元素等に関する規制概論研修（放射性同位元素等の取扱い、放射線施設の現場研修）」を受託し、研修を実施した。

(6) 表彰

アイソトープ・放射線の利用拡大や発展、社会貢献への寄与が期待される研究者を奨励するために、日本アイソトープ協会奨励賞（受賞者2名）、RADIOISOTOPES誌論文奨励賞（5名）、アイソトープ・放射線研究発表会若手優秀講演賞（6名）及びポスター賞（6名）の表彰を行った。

放射性同位元素等の安全管理又は環境放射能対策関係者の更なる意欲の向上と、安全確保に対する国民の理解促進を図るため、原子力規制委員会の後援のもと、公益財団法人原子力安全技術センター、公益財団法人日本分析センター、放射線障害防止中央協議会との共催で、2025年11月10日に「放射線安全管理功労・環境放射能対策功労表彰」の表彰式を実施した。本式典において、放射線安全管理功労者11名、環境放射能対策功労者3名に原子力規制委員会委員長賞を授与した。

表彰に係る選定方法は当協会 Web サイトにおいて公表した。放射線安全管理功労・環境放射能対策功労表彰の選考方法については共催の公益財団法人原子力安全技術センターWeb サイトにおいて公表した。

(7) その他の普及啓発活動

1) 放射線教育への支援

- ① 中学校・高等学校及び看護系の大学等へ教育用実験セットの無料貸出しを行った。

② 滝沢研究所において、岩手県内の消防関係団体を対象に、放射線に関する講義及び滝沢研究所施設の見学会を実施した。

2) 展示・施設公開

武見記念館において、アイソトープ・放射線利用及び核医学等に関する常設展示と科学技術の発展に関するパネル、映像等の展示物を一般公開し、見学等を通してアイソトープ・放射線等に関する啓発活動を実施した。

3) 研究助成

アイソトープ、放射線を利用した研究の促進のための研究助成事業について、想定する内容・規模等を取りまとめた。当協会の財務状況を踏まえ、慎重に検討を続けることとした。

4) その他の啓発活動

① 川崎市等が実施する科学イベントや、川崎技術開発センターの立地地区内の機関を対象としたシンポジウムに参加した。地区住民及び機関へ当協会の事業内容の紹介、アイソトープ・放射線に対する知識の啓発に努めた。

② 一般市民や学生又は放射線教育を実施している教員に向けた放射線関係のイベントに出展し、アイソトープ・放射線に対する知識の拡大に努めた。

4. 組織運営

公益法人として国民から信頼される組織であるために、総会、理事会等の機関運営や情報公開を法令に則って適切に実施した。

社員総会における議決権の行使・委任に電磁的方法を導入し、社員に向けた利便性を高めた。

採用活動、人材育成により、事業実施に必要な体制を維持した。

Web サイト（随時更新）、メールマガジン（毎月発行）により、適時の情報提供を行った。

線源、技術部門の基幹システムに関して、安定的な運用を目指した再構築のため、要件定義等を取りまとめ、円滑に開発を進めた。

5. 財務運営

構築した財務運営体制の安定化を実現した。

急速に変化する内外環境へ対応し財務基盤の安定化に繋げるため、分散投資の拡大を掲げた資金運用方針を策定した。

6. 特別事項

旧 RI 排水設備の除染作業及び解体撤去工事を完了した。また、使用を終了した旧放射線施設の解体工事を請け負う企業を選定し、当該工事に着手した。

補足

(公益目的事業)

当協会の公益目的事業は、事業番号：公1として実施した。

(公益認定に係る対価等の公表方法)

製品及びサービスの価格、申込方法等の詳細は当協会 Web サイトにおいて公表した。

価格変動の大きい製品等に関しては、当協会 Web サイトから見積依頼を随時受け付けた。

会員の動向、総会・役員会について

1. 会員に関する事項

次表のとおり本年度において会員が83名減少し、本年度末現在の会員総数は、学生会員を含め、1,822名となった。

	2024 年度末	2025 年度		2025 年度末	増 減
		増加数	減少数		
個人正会員	1,227	39	107	1,159	-68
特別会員	484	22	33	473	-11
学生会員	3	4	2	5	2
団体正会員	169	2	8	163	-6
賛助会員	22	0	0	22	0
計	1,905	67	150	1,822	-83

2. 総会に関する事項

(1) 第72回定時社員総会

第72回定時社員総会を6月30日に開催し、次の議題について審議可決した。

1) 定款変更の件

また、次の事項について報告した。

1) 2024年度事業報告書及び決算書の件

2) 2025年度事業計画書及び予算書の件

3. 役員会に関する事項

(1) 第202回通常理事会

第202回通常理事会を6月2日に開催し、次の議題について審議可決した。

- 1) 廃棄物処理処分引当金の引当単価改定の件
- 2) 2024 年度事業報告書及び決算書の件
- 3) 定款変更の件
- 4) 第 72 回定時社員総会開催の件

また、次の事項について報告した。

- 1) 職務執行状況報告の件
- 2) 2024 年度資金管理運用報告の件
- 3) 会費支払いの件（利益相反取引）

(2) 第 203 回通常理事会

第 203 回通常理事会を 11 月 7 日に開催し、次の議題について審議可決した。

- 1) 会費支払いの件（利益相反取引）
- 2) 役員改選手続きに関する諸規程改正の件
- 3) 役員候補者推薦の件
- 4) 廃棄物処理処分引当金規程類改正の件

また、次の事項について報告した。

- 1) 職務執行状況報告の件
- 2) 2025 年度上期収支報告の件
- 3) 2025 年度上期資金管理運用報告の件
- 4) 環境整備部の将来事業構想等への取り組み状況の件
- 5) 旧放射線施設解体工事の件

(3) 第 204 回通常理事会

第 204 回通常理事会を 3 月 6 日に開催し、次の議題について審議可決した。

- 1) 第 73 回定時社員総会開催の件
- 2) 2026 年度事業計画書及び予算書等の件
- 3) 資金管理運用規程改正及び 2026 年度運用方針の件
- 4) 常任役員会運営規則及び安全・防災管理基本規程改正の件
- 5) 就業規則改正の件
- 6) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針改正の件
- 7) 役員旅費規程改正の件
- 8) 会費支払いの件（利益相反取引）
- 9) 役員賠償責任保険の契約締結の件
- 10) 特別会員推薦の件

また、次の事項について報告した。

- 1) 職務執行状況報告の件

2) 会費支払いの件（利益相反取引）

3) 当協会の将来構想・展望の件（中間報告その3）

(4) 常任役員会及び常務理事会

11 回の常任役員会及び 31 回の常務理事会を開催し、日常の業務執行に関すること等について審議した。

業務の適正を確保するための体制の整備に係る決議内容及び当該体制の運用状況の概要
運営体制の充実を図るための取組み

1. 「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」の一部改正に関する決議
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第 90 条第 4 項
第 5 号及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下、「法人法施行規則」
という。）第 14 条に規定する「業務の適正を確保するための体制整備」への対応として定め
ている「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」について、一部を改正
することを第 204 回通常理事会（2026 年 3 月 6 日）にて決議した。改正基本方針は別紙の
通りである。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況及び運営体制の充実を図るための取組み
法人法施行規則第 34 条第 2 項第 2 号に規定する業務の適正を確保するための体制の運用
状況の概要並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 21 条第 4 項及び
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 53 条第 2 号に規定する公
益法人の運営体制の充実を図るための取組みは、以下の通りである。

(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事は経営理念及びコンプライアンスに関する諸規程を整備し、率先して誠実に遵
守した。代表理事及び業務執行理事は法令、定款、社員総会の決議を遵守し、忠実に
職務を行い、職務執行の状況を理事会に報告した。監事は監事監査規程に基づき、理
事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行い、理事の職務執行が法令もしくは
定款違反のおそれがないことを確認した。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の内部規程に基づ
き、適切に保存・管理した。

(3) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

リスク管理基本規程に基づき、リスク管理委員会を開催し、リスク管理に関する全
体的な方針、年次計画等につき検討した。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常任役員会を原則
として月 1 回、常務理事会を原則として毎週開催し、業務運営全般に関する方針、計
画及び業務執行に関する事項を審議・議決した。

(5) 職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程を整備し、職員へ周知している。コンプライアンスに関する
教育を実施した。職員が組織的又は個人的な法令違反行為等に関して相談又は通報で
きるようヘルプライン細則を整備し、適切に運用した。

(6) 監事及び監査補助者に関する事項

監事は理事会に出席するほか、監査計画を作成し、業務又は業績に影響を与える重要な事項について理事及び職員に対して報告を求め、意見交換を行った。監査の実効性確保のため、理事及び職員は、監事監査業務に協力すると共に、監事の求める情報を提供した。監事監査規程に基づき、職員の中から監査補助者を任命し、監査補助者は、監事より監査業務に必要な指揮命令を受け、監事の職務の補助に当たった。理事は、監事が職務を執行できるようその費用を確保した。

(7) 運営体制の充実を図るための取組み

社員総会に推薦する役員候補者案の策定に際し、外部有識者を委員長及び委員を含む独立性の高い役員候補者推薦委員会を組織している。外部理事として、弁護士を選任している。外部監事は、社員総会・理事会のほか、常任役員会に出席し、意見交換を行った。ISO9001を取得し、アイソトープ供給業務の品質向上に努めた。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

公益社団法人日本アイソトープ協会は、公益社団法人としての社会的責任を全うするため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備・運用するとともに、継続的な改善に努めるものとする。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事は、コンプライアンスの実践を協会運営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営理念及びコンプライアンスに関する諸規程を整備し、率先して誠実に遵守する。
- (2) 代表理事及び業務執行理事は、定款の定めに従い、業務執行の状況を理事会に報告する。
- (3) 理事会は、監事が理事の不正行為、違法行為等に関し報告を行った場合は、これを尊重し適切な対応を行う。

2. 理事の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の内部規程に基づき、適切に保存・管理する。
- (2) 理事及び監事は、これらの情報の保存及び管理状況を閲覧等で確認できるものとする。

3. 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業運営に関するリスクについては、発生しうるリスクを組織的に管理し、損害を未然に防ぐための対応策を策定・実施し、リスク管理する体制を整備する。
- (2) 重大リスクの顕在化が予測されるとき、又は、顕在化した際の危機管理に関する体制を整備し、適切な体制のもとに損失の最小化、損害の復旧、再発防止に取り組む。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常任役員会を原則として毎月1回、常務理事会を原則として毎月1回以上開催し、業務運営全般に関する方針、計画及び業務執行に関する事項を審議・議決する。

- (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、事務局組織規程、職務権限規程等において、責任者及びその責任、執行手続きを明確化し、業務の効率化を図る。

5. 職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全職員にコンプライアンスの必要性・重要性が周知され、かつ日々の業務遂行においてコンプライアンスを意識した判断と行動がとれるよう教育・研修を継続的に実施する。
- (2) コンプライアンスに関する内部通報制度を整備する。

6. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事からその職務を補助すべき職員について求めがある場合、必要な人員を配置する。

7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 当該人員の選任、解任、処遇の決定、評価については、監事の同意を求めることにより、理事からの独立性を確保する。

8. 監事の前号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当該人員が監事の補助業務中は監事の指揮命令に従い、監事の主要な会議に出席し、監事からの指示を実行するものとし、当該人員を変更する場合は監事の同意を得るものとする。

9. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 監事が作成する監査計画に基づき、理事及び職員は当協会の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監事にその都度報告する。前記に関わらず、監事は、いつでも必要に応じて、理事及び職員に対して報告を求めることができる。
- (2) 監事が報告を求めたときには、理事及び職員は、迅速かつ的確に対応するものとする。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 理事は内部通報制度を整備し、理事及び職員が直接、監事に通報することが可能な体制とすると共に、監事への通報者が不利な取扱いを受けることのないようにする。

1 1. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 理事は監事が作成した監査計画に基づき、監事が職務を執行できるよう、その費用を確保する。

1 2. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

(1) 理事及び職員は、監事監査業務に協力するとともに、監事の求める情報の提供をすることにより、監査の実効性を確保する。

事業報告の附属明細書

2025 年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しない。